

平成30年第1回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成30年1月15日（月）午後2時
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺 岸 勝 志	2番 成 島 誠
3番 大 炊 三枝子	4番 中 野 栄
5番 大 井 栄 一	6番 根 本 博
7番 田 村 星 寿	8番 宮久保 勝
9番 三 須 清 一	10番 須 藤 喜一郎

4. 出席事務局職員

局 長	渡 辺 唯 男
次 長	成 嶋 文 夫
庶務係長	富 塚 隆 則
農地係長	鈴 木 光 一

5. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出書について

三須清一会長 ただ今から平成 30 年第 1 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

8 番 宮久保勝委員

10 番 須藤喜一郎委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 3 号まで、合計 3 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 2 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は利用権の新規設定が 1 件、再設定が 3 件、所有権移転が 1 件です。

議案第 3 号は「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」で、1 件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 30 年 1 月 15 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明をいたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、面積は 1,301m²です。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の近くで、J R 成田線〇〇駅の北側約 2.2km に位置しています。位置図は議案資料の 3 ページをご覧ください。

譲渡による所有権の移転です。譲受人は〇〇の農業者で、経営拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第1号について調査結果を報告します。譲受人の父及び代理人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は、自作地が約3.19ヘクタールです。農作業従事日数は本人が年間150日、妻が180日、父が200日、母が300日です。トラクター、耕運機などを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。

なお、整理番号1は〇〇〇委員が利用権設定者となっております。〇〇〇委員には農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成30年1月15日提出、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

整理番号1は新規の賃借権設定、2から4までは賃借権の再設定、5は所有権の移転で

す。議案資料は7ページからとなります。

整理番号1の設定農地は〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆、面積は 1,801m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対してコシヒカリー等米〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号2の再設定農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 2,256m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号3の再設定農地は〇〇〇地先の田3筆、合計面積は 5,842m²です。借受者は整理番号2と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号4の再設定農地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 4,671m²です。借受者は整理番号2と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号5の議案資料は9ページとなります。所有権を移転する農地は〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は 363m²です。移転を受ける者は〇〇の農業者、所有権を移転する者は〇〇〇〇〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 整理番号1の借受者の経営面積は借受地を含め、約 16.17 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 240 日、妻と子がそれぞれ 280 日、子の妻が 80 日です。トラクター5台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号2から4の借受者の経営面積は借受地を含め、約 6.95 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 300 日、妻と父がそれぞれ 200 日、母が 100 日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号5の所有権の移転を受ける者は、農業経営を拡大するための農地を購入するものです。経営面積は借受地を含め、約 2.61 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 170 日、妻が 40 日、母が 110 日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

以上の内容を基に審査しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号1から5までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号の整理番号1に対する質疑に入ります。

〇〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。これにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

(〇〇〇委員、退室)

それでは議案第2号の整理番号1に対するご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1は原案どおり決定することとしました。

〇〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇〇委員が自席に戻ったことを確認)

続いて、議案第2号整理番号2から5に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号2から5を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2から5は原案どおり決定することとしました。

続きまして、議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書4ページをお開きください。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」。下記のとおり農地法の許可を要しない土地の証明願の申請があったのでこの会の意見を求めます。

提出日平成30年1月15日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

所在地は〇〇字〇〇〇地先の登記地目・畑、現況地目・宅地の一筆、面積は53m²です。

〇〇〇公園の隣接地です。所有者は〇〇在住です。

資料 10 ページをお開きください。

当該地を含めた南側農地を申請者が平成 7 年に相続で取得したものです。40 年以上前に所有者の姉が北側の隣接の土地に宅地を造成する際に境界を錯誤し、申請者の農地を宅地としていたものです。

なお、平成 6 年 11 月 9 日付の国土地理院が作成の空中写真で、宅地として植木や生垣が設置されている旨、確認ができています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 ここで休憩に入ります。

(暫時休憩)

それでは再開いたします。

続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第 3 号について調査結果を報告いたします。対象地は農業公共投資の対象となっていない農地であることから第 2 種農地と判断しました。

申請者及び代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。資料の写真でも分かるように、対象地は宅地化しており、適正に農地として利用することは困難な状況であることから、第 2 調査会では全員一致をもって農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 3 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ありませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第 3 号に対する質疑を打ち切ります。

これより採決します。農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断することについて賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 3 号は原案どおり証明すべきものと決定いたしました。

宮久保委員には自席に戻っていただきます。

(宮久保委員が席に戻ったことを確認)

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から第3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。転用目的・事由は宅地です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計6件受理しました。転用目的・事由は、整理番号1と2が駐車場、整理番号3と5が宅地、整理番号4が資材置き場、整理番号6が公衆用道路です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

続いて、報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出書について」は、6件受理したことをご報告いたします。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号までについて何かご意見がありましたら挙手をお願いいたします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これもちまして、我孫子市農業委員会平成30年第1回総会を閉会いたします。